

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ （条例第2条第2項第5号の規則で定める児童） 第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 （1） （略） （2） 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項 <u> </u>の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 （3）～（5） （略） ～略～	～略～ （条例第2条第2項第5号の規則で定める児童） 第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 （1） （略） （2） 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項 <u>又は第10条の2</u>の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 （3）～（5） （略） ～略～ <u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>